

2024年  
対策

# 旅行 業務取扱 管理者試験

標準

テキスト

3

国内旅行実務

国内・総合受験対応

# 本書の特長



## 実践的に学べる「例題」と「計算」

規則や計算手順をスムーズに理解できます！

規則や計算方法等が確認できる「解説（本文）」に加え、解説に沿った事例がわかる「例題」と「計算」を掲載！

基礎知識だけでなく計算手順もしっかり着実に身につきます！

STEP

01

解説

まずは「解説（本文）」で規則や計算方法等の知識を学習！

### Section 1 運賃計算の基礎

#### 1-1. 運賃計算の原則

JRの運賃計算は、原則として、旅客が実際に乗車する経路及び発着の順序により、各駅間に定められた距離（キロ数）を加算し、その区間に該当する運賃表から求める。

運賃は、基本的に、乗車区間が長くなればなるほど運賃が割安になる。これを「遠距離運賃減割」という。

運賃計算する場合は、行程が同一方向で連続して乗車する場合に限り、距離を通算する。

JRの運賃計算の手順は以下の通りである。

- 【手順1】 実際に乗車する区間の距離（キロ数）を求める。距離計算する際に生じる1キロ未満は1キロに切り上げる。
- 【手順2】 距離（キロ数）を該当する運賃表に照らし合わせて運賃額を求める。

規則や計算方法等の知識を  
分かりやすく解説！



STEP

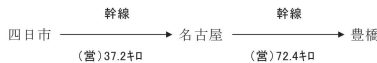
02

例題

インプットした知識を使って「例題」にチャレンジ！

解説（本文）の確認だけでなく、本試験で狙われやすいポイントや引っ掛かりやすいポイントを実践的に学べます！

### 【例題1】本州内（JR東海）



### 【資料1】

#### ※JR本州3社内の幹線の普通運賃表

営業キロ	片道運賃
101km ~ 120km	1,980円

易しいものから  
難しいものまで、  
様々な問題を収録！



STEP

03

計算

例題の「計算」から計算問題の解き方や考え方を理解！

計算が苦手な方でもわかりやすく、安心して学習できます。

### 【計算1】

（四日市～豊橋）  $37.2\text{キロ} + 72.4\text{キロ} = 109.6\text{キロ}$ （切り上げ） → 110キロ

【JR本州3社内の幹線の普通運賃表】 → 1,980円

（小児：  $1,980\text{円} \div 2 = 990\text{円}$ ）





# 確認テスト「ポイントチェック」掲載

過去の問題から厳選した問題を「ポイントチェック」として掲載。  
学習内容の復習や理解度の確認に役立ちます。

問 6. 大人 1 人、7 歳の小学生 1 人、5 歳の幼児 1 人が、3 つの席を使用して  
特急列車の普通車指定席を利用する場合において、乗車に必要な運賃  
及び料金に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。  
(注) 乗車に必要な乗車券類は、列車の乗車前に一括して購入するもの  
とする。

- a. 乗車に必要な運賃及び料金は、「1 人分の大人の運賃」「1 人分の大人の指定席特急料金」「2 人分の小児の指定席特急料金」である。
- b. 乗車に必要な運賃及び料金は、「1 人分の大人の運賃」「1 人分の大人の指定席特急料金」「1 人分の小児の運賃」「1 人分の小児の指定席特急料金」である。

テキストを一通り学習後  
理解度や苦手をチェック!



試験前の  
力試しに!!



# 持ち運びしやすい本の大きさ

システム手帳 (A5 サイズ) と  
同じ大きさなので、  
持ち運びに便利です。



かばんに楽々収納できるので  
どこでも気軽に学習できます

## Category 1 JR運賃・料金計算

Section 1	旅客営業規則	P 2
Section 2	運賃と料金	P 3
Section 3	乗車券類の種類	P 4
Section 4	旅客の年齢区分	P 5

## Category 2 JR運賃計算

Section 1	運賃計算の基礎	P 6
Section 2	本州3社とまたがる場合	P 14
Section 3	通過連絡運輸の取扱い	P 22
Section 4	連続運賃計算	P 24
Section 5	運賃計算の特例	P 26
Section 6	割引運賃（個人割引）	P 38
Section 7	割引運賃（団体割引）	P 46

## Category 3 JR料金計算

Section 1	料金計算の基礎	P 50
Section 2	特別急行料金（特急料金）	P 51
Section 3	急行料金・座席指定料金	P 55
Section 4	グリーン料金・グランクラス料金（特別車両料金）	P 56
Section 5	寝台料金	P 59
Section 6	新幹線・在来線特急の通し計算	P 62
Section 7	東海道・山陽新幹線「のぞみ号」の特急料金	P 70
Section 8	九州新幹線の料金	P 73
Section 9	西九州新幹線の料金	P 82
Section 10	東北・北海道・北陸・上越の各新幹線の料金	P 84
Section 11	山形・秋田新幹線の料金	P 94

## Category 4 JRその他

Section 1	運賃・料金の払戻し	P 100
Section 2	乗車券類の発売日	P 107
Section 3	乗車券類の有効期間	P 108
Section 4	途中下車の取扱い	P 110
Section 5	乗車変更の取扱い	P 110
Section 6	指定保証金	P 111
Section 7	団体乗車券の取扱い	P 111
Section 8	その他の取扱い	P 111
Section 9	特別企画乗車券	P 112
Section 10	時刻表の読み方	P 114

## Category 5 国内航空運賃・料金計算

Section 1	各種運賃・料金	P 116
Section 2	航空券の取扱い	P 123
Section 3	航空券の払戻し	P 126
Section 4	空港コード（3レターコード）	P 132

## Category 6 宿泊料金計算

Section 1	宿泊料金の基礎	P 134
Section 2	計算手順	P 135
Section 3	宿泊税	P 136
Section 4	子供料金	P 136
Section 5	時間外追加料金	P 136
Section 6	取消料	P 137

## Category 7 貸切バス運賃・料金計算

Section 1	運賃計算	P 138
Section 2	料金計算	P 139
Section 3	端数処理	P 140
Section 4	旅客より収受すべき運賃・料金 及び運賃・料金の表示方法	P 140
Section 5	実費負担	P 140
Section 6	貸切バスの違約料	P 142

## Category 8 フェリー運賃・料金計算

Section 1	小児の取扱い	P 143
Section 2	自動車航送運賃	P 143
Section 3	特殊手荷物運賃	P 143
Section 4	運賃・料金の払戻し	P 144

## ポイントチェック

国内旅行実務ポイントチェック	問題編	P 146
国内旅行実務ポイントチェック	解答・解説編	P 182

(※) 2023年の在来線寝台特急「サンライズ瀬戸号」と四国内の在来線特急列車との「乗継割引」の取扱い終了に続き、新幹線と在来線特急列車との「乗継割引」も取扱いが終了し、「乗継割引」の制度は廃止となりました。

国内旅行実務

テキスト





**●学習ポイント**

JR運賃・料金計算を理解する上では「旅客営業規則（＝運送約款）」の知識が不可欠である。

また、本試験では「運賃」と「料金」を個別に求めさせる問題がほとんどであるため、「運賃」と「料金」の違いを正確に理解しておきたい。

さらに、「旅客の年齢区分」の理解も重要である。特に「幼児の無賃扱い」の考え方を押さえておきたい。

**Section 1 旅客営業規則****1-1. 用語の定義**

「**旅客鉄道会社**」… 北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）、四国旅客鉄道株式会社（JR四国）及び九州旅客鉄道株式会社（JR九州）をいう。

「**旅客鉄道会社線**」… 旅客鉄道会社の経営する鉄道をいう。

「**幹線**」… 利用旅客の多い主要路線で、JR時刻表掲載のさくいん地図では“黒色”で表示される。

「**地方交通線**」… いわゆる「ローカル線」のことで、JR時刻表掲載のさくいん地図では“青色”で表示される。

「**新幹線**」… 東海道新幹線、山陽新幹線、九州新幹線、西九州新幹線、東北新幹線、北海道新幹線、上越新幹線、北陸新幹線の8路線のことをいう。

「**在来線**」… 新幹線以外のすべての路線のことをいう。

「**列車等**」… 旅客の運送を行う列車をいう。

「**急行列車**」… 特別急行列車（特急）及び普通急行列車（急行）をいう。

「**普通列車**」… 急行列車以外の列車をいう。

「**特別車両**」… グリーン車、グランクラス及びA寝台をいう。

「**乗車券類**」… 乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券をいう。

「**指定券**」… 指定急行券、指定特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券をいう。

「**旅行開始**」… 旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

### 1-2. 消費税の取扱い

JRの運賃・料金には、消費税（地方消費税を含む。）が含まれている。

### 1-3. 契約の成立時期

JRの運送契約の成立時期は、原則として、「**旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類の証票の交付を受けた時**」である。

### 1-4. 期間の計算方法

期間を計算する場合は、原則として、その初日は期間の長短にかかわらず1日として計算する。（即日計算）

## Section2 運賃と料金

### 2-1. 運賃と料金

「運賃」とは、旅客がJRを利用する場合に支払う、運送の対価のことで、「旅客運賃」という。「運賃」を支払うことによって交付されるのが「乗車券」である。

「料金」とは、「旅客運賃（＝乗車券）」に付帯するサービスの対価で、「急行料金」「特別車両料金」「寝台料金」「座席指定料金」などがある。「料金」のみを支払っても、JRを利用することはできない。

### 2-2. 金額の単位

JRの運賃・料金は、大人・小児・割引のいずれの場合でも、10円未満の端数は切り捨てる。これを「端数整理」という。

なお、JR東日本のICカード乗車券利用可能エリア内においては、ICカード乗車券を利用する場合の普通運賃（IC運賃）は、1円単位となる。小児のIC運賃は、大人運賃の半額で、1円未満の端数は切り捨てる。

## Section 3 乗車券類の種類

### 3-1. 運賃に関する乗車券類の種類 (=乗車券)

#### ① 普通乗車券 (普通旅客運賃)

##### a. 片道乗車券 (片道普通旅客運賃)

乗車経路が同一方向 (後戻りしない) に連続した区間を片道 1 回乗車する場合に発売される乗車券のことである。

##### b. 往復乗車券 (往復普通旅客運賃)

往路と復路を同一区間・経路で乗車する場合に発売される乗車券のことで、往復旅客運賃は原則として片道旅客運賃の 2 倍である。小児の往復旅客運賃は小児の片道旅客運賃の 2 倍となる。往路 (ゆき) と復路 (かえり) とが 2 枚 1 組で発行され、合計金額は復路の券に表示される。

##### c. 連続乗車券 (連続普通旅客運賃)

#### ② 団体乗車券 (団体旅客運賃)

#### ③ 貸切乗車券 (貸切旅客運賃)

### 3-2. 料金に関する乗車券類の種類 (=料金券)

#### ① 急行券 (急行料金)

##### a. 特別急行券 (特別急行料金)

→ 指定席特急券 (指定席特急料金)

→ 自由席特急券 (自由席特急料金)

→ 立席特急券 (立席特急料金)

→ 特定特急券 (特定特急料金)

→ 未指定特急券 / 座席未指定券 (指定席特急料金)

##### b. 普通急行券

#### ② 特別車両券 (特別車両料金)

→ 特別車両券 (A) (特急・急行列車のグリーン/グランクラス料金)

→ 特別車両券 (B) (普通列車のグリーン料金)

#### ③ 寝台券 (寝台料金)

→ A寝台券 (A寝台料金)

→ B寝台券 (B寝台料金)

#### ④ 座席指定券 (座席指定料金)

## Section 4 旅客の年齢区分

### 4-1. 年齢区分

JRの年齢区分は以下の通りである。

区分	年齢	備考
大人	12歳以上 (中学生以上)	12歳以上13歳未満の小学生児童は小児扱い
小児	6歳以上12歳未満 (小学生)	6歳以上7歳未満の小学校入学前の者は幼児扱い
幼児	1歳以上6歳未満	単独で旅行する場合や単独で指定席を利用する場合は小児扱い
乳児	1歳未満	単独で指定席を利用する場合は小児扱い

### 4-2. 小児の運賃・料金

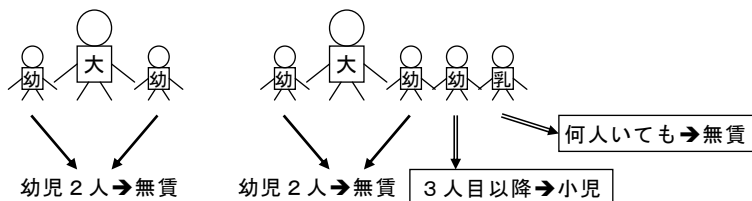
小児の片道普通旅客運賃、急行料金及び座席指定料金は、大人それぞれの旅客運賃・料金を半額にし、端数整理した額である。  
ただし、特別車両料金及び寝台料金は、大人・小児同額である。

### 4-3. 幼児と乳児の無賃扱い

幼児又は乳児については、旅客運賃・料金を収受しない。

ただし、次に該当する場合は、小児の運賃・料金を収受する。

- ① 幼児が幼児だけで旅行するとき
- ② 幼児が、乗車券を所持する大人又は小児の旅客に2人をこえて随伴されて旅行するとき、3人目からの幼児
- ③ 幼児又は乳児が、指定製の座席又は寝台を、幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき



**●学習ポイント**

JR 運賃計算の規則は、かなり複雑で、すべてを学習することは難しいが、試験に合格するためにはすべてを理解する必要はない。繰り返し計算を行うことによって、規則が身についてくるはずである。

本試験で出題される運賃計算の問題は、割引運賃の計算方法を問うものが多いが、運賃計算の基本ルールが理解できていれば、それほど難しいものではない。『運賃計算の基礎』と『本州3社とまたがる場合』をしっかり理解しておきたい。

**Section 1 運賃計算の基礎****1-1. 運賃計算の原則**

JRの運賃計算は、原則として、旅客が実際に乗車する経路及び発着の順序により、各駅間に定められた距離（キロ数）を加算し、その区間に該当する運賃表から求める。

運賃は、基本的に、乗車区間が長くなればなるほど運賃が割安になる。これを「遠距離逓減制」という。

運賃計算する場合は、行程が同一方向で連続して乗車する場合に限り、距離を通算する。

JRの運賃計算の手順は以下の通りである。

- 【手順 1】 実際に乗車する区間の距離（キロ数）を求める。  
距離計算する際に生じる1キロ未満は1キロに切り上げる。
- 【手順 2】 距離（キロ数）を該当する運賃表に照らし合わせて運賃額を求める。

## 1-2. 幹線と地方交通線

### ① 幹線

比較的利用旅客の多い主要路線で、JR時刻表掲載のさくいん地図では“黒色”で表示される。「営業キロ」のみが表示されている。

### ② 地方交通線

「幹線」以外のいわゆる「ローカル線」のことで、JR時刻表掲載のさくいん地図では“青色”で表示される。「営業キロ」のほかに「換算キロ」・「擬制キロ」が表示されている。「幹線」と比較すると運賃が約1割増になっている。

## 1-3. JR各社の普通旅客運賃表

JR本州3社（JR東日本・東海・西日本）の運賃は共通であるが、JR北海道、JR四国とJR九州の運賃はそれぞれ独自の運賃を定めている。

JR本州3社とJR北海道には幹線用と地方交通線用の2種類の運賃表があるが、JR四国とJR九州の運賃表は1種類である。

## 1-4. 距離（キロ数）

### ① 営業キロ

すべてのJR線に設定されている距離のことで、各駅間の実測した距離によって定められている。各駅間の営業キロは0.1キロ単位で定められている。

### ② 換算キロ・擬制キロ

地方交通線のみを設定されている距離のことで、地方交通線の営業キロの約1割増の距離になっている。JR本州3社とJR北海道では「換算キロ（旅客営業規則では「賃率換算キロ」という。）」、JR四国とJR九州では「擬制キロ」という。運賃計算にのみ使用する。

### ③ 運賃計算キロ

幹線の乗車区間の営業キロと、地方交通線の乗車区間の換算キロ・擬制キロを合計した距離のことで、運賃計算にのみ使用する。

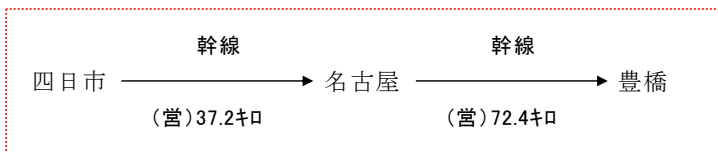
### 1-5. 幹線内相互発着の場合の運賃計算

営業キロ(営)のみ表示されているのが「幹線」である。

J R 本州 3 社内及び J R 北海道内の幹線のみを利用する場合は、営業キロで「J R 本州 3 社内の幹線の普通運賃表」又は「J R 北海道内の幹線の普通運賃表」を見る。

J R 四国内及び J R 九州内の幹線のみを利用する場合は、営業キロで「J R 四国内の普通運賃表」又は「J R 九州内の普通運賃表」を見る。

#### 〔例題 1〕 本州内 ( J R 東海 )



#### 〔資料 1〕

##### ※ J R 本州 3 社内の幹線の普通運賃表

営業キロ	片道運賃
101km ~ 120km	1,980円

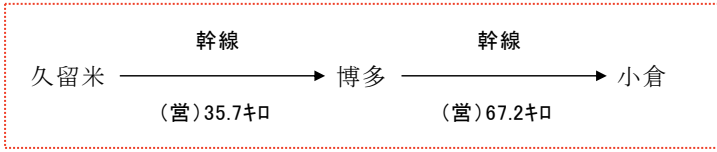
#### 〔計算 1〕

(四日市 ~ 豊橋)  $37.2\text{キロ} + 72.4\text{キロ} = 109.6\text{キロ}$ (切り上げ) → 110キロ

[J R 本州 3 社内の幹線の普通運賃表] → 1,980円

(小児:  $1,980\text{円} \div 2 = 990\text{円}$ )

**〔例題2〕 JR九州内**



**〔資料2〕**

**※ JR九州内の普通運賃表**

営業キロ (運賃計算キロ又は擬制キロ)	片道運賃
101km ~ 120km	2,170円

**〔計算2〕**

(久留米～小倉)  $35.7\text{キロ} + 67.2\text{キロ} = 102.9\text{キロ}$  (切り上げ)  $\rightarrow 103\text{キロ}$   
〔JR九州内の普通運賃表〕  $\rightarrow 2,170\text{円}$

**MEMO**

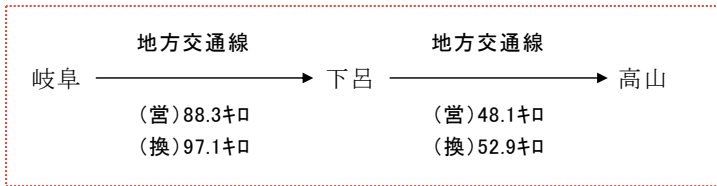


### 1-6. 地方交通線内相互発着の場合の運賃計算

JR本州3社内及びJR北海道内では、営業キロ(営)と換算キロ(換)が表示されているのが「地方交通線」である。JR本州3社内及びJR北海道内の地方交通線のみを利用する場合は、営業キロで「JR本州3社内の地方交通線の普通運賃表」又は「JR北海道内の地方交通線の普通運賃表」を見る。

JR四国及びJR九州では、営業キロ(営)と擬制キロ(擬)が表示されているのが「地方交通線」である。JR四国内及びJR九州内の地方交通線のみを利用する場合は、擬制キロで「JR四国内の普通運賃表」又は「JR九州内の普通運賃表」を見る。

#### 〔例題3〕本州内（JR東海）



#### 〔資料3〕

##### ※ JR本州3社内の地方交通線の普通運賃表

営業キロ	片道運賃
129km ~ 146km	2,640円
147km ~ 164km	3,080円

#### 〔計算3〕

(岐阜～高山) 88.3キロ+48.1キロ=136.4キロ(切り上げ) → 137キロ

〔JR本州3社内の地方交通線の普通運賃表〕 → 2,640円

#### 〔例題4〕JR九州内



#### 〔資料4〕

##### ※JR九州内の普通運賃表

営業キロ (運賃計算キロ又は擬制キロ)	片道運賃
91km ~ 100km	1,850円
101km ~ 120km	2,170円

〔計算4〕 JR四国及びJR九州では、地方交通線区間に「擬制キロ」を採用したことにより、運賃表に「幹線用」と「地方交通線用」の区別がなく1種類となった。

(久留米～由布院) 109.0キロ → 109キロ

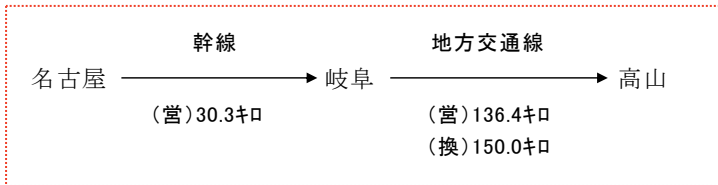
[JR九州内の普通運賃表] → 2,170円

**MEMO**

### 1-7. 幹線と地方交通線をまたがって乗車する場合の運賃計算

幹線と地方交通線にまたがる行程の場合は、幹線の営業キロと地方交通線の換算キロ(擬制キロ)を通算し、「幹線の普通運賃表」を見る。なお、通算したキロ数を「運賃計算キロ」(運)という。

#### 〔例題5〕本州内（JR東海）



#### 〔資料5〕

##### ※ JR本州3社内の幹線の普通運賃表

営業キロ(運賃計算キロ)	片道運賃
161km ~ 180km	3,080円
181km ~ 200km	3,410円

#### 〔計算5〕

(名古屋～高山)  $30.3\text{キロ} + 150.0\text{キロ} = (\text{運})180.3\text{キロ}(\text{切り上げ}) \rightarrow 181\text{キロ}$   
[JR本州3社内の幹線の普通運賃表]  $\rightarrow 3,410\text{円}$   
(小児:  $3,410\text{円} \div 2 = 1,705\text{円} \rightarrow \text{端数整理} \rightarrow 1,700\text{円}$ )

《乗車区間による適用キロと適用運賃表》

① JR本州3社

乗車区間	適用するキロ	適用する運賃表
幹線のみ	営業キロ	JR本州3社内の 幹線の普通運賃表
地方交通線のみ	営業キロ	JR本州3社内の 地方交通線の普通運賃表
幹線と地方交通線の またがり	運賃計算キロ(※1)	JR本州3社内の 幹線の普通運賃表

② JR北海道

乗車区間	適用するキロ	適用する運賃表
幹線のみ	営業キロ	JR北海道内の 幹線の普通運賃表
地方交通線のみ	営業キロ	JR北海道内の 地方交通線の普通運賃表
幹線と地方交通線の またがり	運賃計算キロ(※1)	JR北海道内の 幹線の普通運賃表

③ JR四国及びJR九州

乗車区間	適用するキロ	適用する運賃表
幹線のみ	営業キロ	JR四国内・JR九州内の 普通運賃表
地方交通線のみ	擬制キロ	JR四国内・JR九州内の 普通運賃表
幹線と地方交通線の またがり	運賃計算キロ(※2)	JR四国内・JR九州内の 普通運賃表

(※1) 運賃計算キロとは、幹線は営業キロ、地方交通線は換算キロを合計したものである。

(※2) 運賃計算キロとは、幹線は営業キロ、地方交通線は擬制キロを合計したものである。

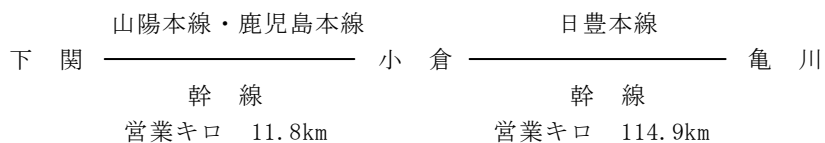
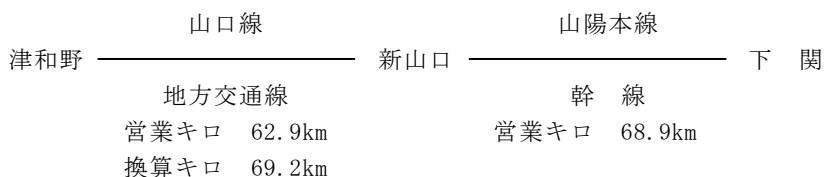
# ポイントチェック



第1問 旅客鉄道会社（JR）に関する以下の問1.～問23.の各設問について該当するものを、それぞれの選択肢から一つ選びなさい。

問1. 大人1人が次の行程を途中下車しないで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃の算出方法で正しいものはどれか。

〔行程〕



（注）下関及び小倉はJR西日本とJR九州の境界駅である。

※本州内JR3社の幹線の普通運賃表

営業キロ（運賃計算キロ）	片道運賃
241km ～ 260km	4,510円
261km ～ 280km	4,840円

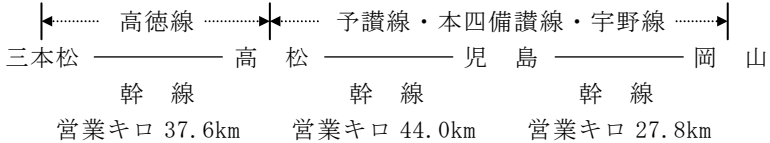
※JR九州内の加算額表

境界駅からの営業キロ （運賃計算キロ）	加算額
101km ～ 120km	190円
121km ～ 180km	220円



問2. 大人1人が次の行程を途中下車しないで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃の算出方法で、正しいものはどれか。

[行程]



(注) 児島はJR四国とJR西日本の境界駅である。

[資料]

※本州内JR3社の幹線の普通運賃表

営業キロ (運賃計算キロ)	片道運賃
26km ~ 30km	510円
101km ~ 120km	1,980円

※JR四国内の普通運賃表

営業キロ (運賃計算キロ)	片道運賃
81km ~ 90km	1,830円

※JR四国内の加算額表

境界駅からの営業キロ (運賃計算キロ)	加算額
36km ~ 40km	280円
41km ~ 45km	320円
81km ~ 90km	420円

(児島駅~宇多津駅間の加算運賃110円を含む。)



- a .  $1,980\text{円} + 420\text{円} = 2,400\text{円}$
- b .  $1,980\text{円} + 280\text{円} + 320\text{円} = 2,580\text{円}$
- c .  $1,830\text{円} + 510\text{円} + 420\text{円} = 2,760\text{円}$
- d .  $1,830\text{円} + 510\text{円} + 280\text{円} + 320\text{円} = 2,940\text{円}$

**MEMO**

ポイントチェック

解答・解説編



## 第1問

### 問1. 正解 d

本問のJR大人片道普通旅客運賃の算出方法の注意点は以下のとおりである。

①幹線と地方交通線とをまたがって利用する場合には、地方交通線のキロ数は換算キロ（JR四国及びJR九州については擬制キロ）を使用する。津和野～新山口間は地方交通線であるため、キロ数は換算キロを使用する。a. と b. は、津和野～新山口間の地方交通線のキロ数として営業キロを使用しているため、誤りである。

〔TEXT:P12〕

②JR本州（JR西日本）とJR九州とをまたがって利用しているため、JR九州の区間に加算額が生じる。本問は、JR本州（JR西日本）とJR九州との間を在来線（山陽本線）を利用しているため、境界駅は下関である。よって、下関～亀川間にJR九州の加算額が生じる。a. と c. は、境界駅を小倉とし、JR九州の加算額を小倉～亀川間で計算しているため、誤りである。〔TEXT:P14～21〕

### 問2. 正解 a

本問のJR大人片道普通旅客運賃の算出方法の注意点は以下のとおりである。

①鉄道区間のキロ数（営業キロ・換算キロ・擬制キロ・運賃計算キロ）は、鉄道が同一方向に連続する場合は、これを通算する。本問の場合、三本松～岡山間の営業キロを通算して本州内JR3社の幹線用普通運賃表から全区間の運賃（基準額）を算出する。〔TEXT:P6～13〕

②JR四国とJR本州（西日本）とをまたがって利用しているため、JR四国の区間（三本松～児島間）にJR四国の加算額が生じる。〔TEXT:P14～21〕

### 問3. 正解 b

JR線区間と連絡会社線（通過連絡運輸）区間とをまたがって乗車する行程の場合は、前後のJR線区間のキロ数を通算して運賃を算出し、その算出額に連絡会社線（通過連絡運輸）区間の運賃を加算する。

また、幹線と地方交通線にまたがって利用する場合には、地方交通線のキロ数は換算キロを使用する。智頭～鳥取間は地方交通線であるため、キロ数は換算キロを使用する。

よって、本問の場合、JR線区間の大阪～上郡間の営業キロ及び智頭～鳥取間の換算キロを通算して本州内JR3社の幹線の普通運賃表からJR線区間の運賃を算出し、連絡会社線区間の運賃（智頭急行線・上郡～智頭間1,320円）を加算する。〔TEXT:P22～23〕